

宮代町建設工事等に係る入札結果等の公表要領

宮代町建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成10年宮代町告示第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負契約（建設工事に係る設計、調査、測量の委託契約及び土木施設維持管理業務委託契約を含む。以下「建設工事等」という。）に係る入札（随意契約に係る見積もりを含む。以下「入札」という。）について、入札結果等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

（入札執行前の公表内容等）

第2条 入札執行前の公表内容については、次のとおりとする。

- （1）開札（予定）年月日
- （2）建設工事等の名称
- （3）建設工事等の場所

2 前項に掲げる事項の公表については、指名通知後（一般競争入札にあっては公告日）とする。

（入札執行後の公表内容等）

第3条 入札執行後の公表内容については、次のとおりとする。

- （1）予定価格
- （2）入札対象額（設計金額）
- （3）調査基準価格又は最低制限価格
- （4）指名業者名（一般競争入札にあっては入札参加資格者、随意契約にあっては見積もり依頼者）
- （5）入札経過（全入札業者名及び入札金額）
- （6）入札結果（落札業者名及び落札金額）

2 前項に掲げる事項の公表については、入札終了後、入札結果等を入札執行者が町長に報告した後とする。

（公表方法）

第4条 入札結果等の公表は、原則として宮代町公式ホームページにおいて行うものとする。

（入札不調時の取扱い）

第5条 入札が不調に終わった場合の入札結果等は、原則として、それぞれ次に定めるところにより公表するものとする。

- （1）再入札に付する場合 再入札執行後の入札結果等の公表時
- （2）随意契約に移行する場合 契約の相手方の決定後（この場合最終の見積もり結果もあわせて公表するものとする。）

(公表期間)

第6条 入札の公表期間については、その入札が執行された日の属する年度、翌年度及び翌々年度とする。

(適用除外)

第7条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定により公表しなければならない事項のうち、本要領に定めのない事項については、別に定める取扱いによるものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 宮代町建設工事等に係る入札及び契約の適正化の促進に関する公表等試行要領(平成13年4月1日町長決裁)は、廃止する。
- 3 この告示の規定は、平成18年10月1日以後に執行する入札から適用し、同日前に執行された入札については、なお従前の例による。